

平成 26 年度第 3 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 26 年 (2014 年) 9 月 16 日 (火) 13 : 30 ~ 16 : 00

2 場 所 長野県庁 議会棟 404、405 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の審議 (第 3 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫

大 窪 久 美 子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長職務代理者)

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

野 見 山 哲 生

5 欠席委員 (五十音順)

亀 山 章 (委員長)

中 村 寛 志

中 村 雅 彦

花 里 孝 幸

事務局
吉澤
(県環境政策課)

ただいまから、平成26年度第3回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境政策課の吉澤晃と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。亀山委員長、中村寛志委員、中村雅彦委員及び花里委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、非公開審議の部分を除き、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

本日は亀山委員長が御欠席ですので、委員長職務代理者である片谷委員に議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長
職務代理者

皆様、御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は代理を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様御協力をお願いします。

議事(1)でございますけれども、「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の審議」の第3回でございます。はじめに、本日の予定と資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

はじめに本日の会議予定ですが、最初に前回委員会における審議で後日回答とされた部分と、前回委員会以降に追加でいただいた御意見に対する見解等を事業者から説明し、さらに御議論をお願いします。次に、市町長からの意見概要とそれに対する事業者見解について説明し、御議論をいただいた後、技術委員会意見等のとりまとめについて議論をお願いします。遅くとも16時30分には会議を終了する予定としております。

次に本日の会議資料でございますが、会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1～資料4を配布させていただきます。

資料1は、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいただいた御意見に対する事業者の見解をまとめたものであり、補足説明のため、併せて資料1-1～1-4と参考資料が用意されております。なお、資料1-3、1-4には非公開情報が記載されているため、委員限りの配布としております。取扱いには御注意いただくようお願いいたします。

資料2、「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」は、第2回審議分までの委員の皆様御意見等の要旨とその取扱いについて、事務局がたたき台として案を作成したものです。

資料3は関係市町、小諸市、佐久市、御代田町から県にいただいた準備書に対する御意見の内容を事務局でまとめまして、それに対する事業者の見解を加えて作成した資料になります。

資料4は、その他のところで触れさせていただく予定の、リニア中央新幹線の環境影響評価に関する資料です。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長
職務代理者

それでは、資料1につきまして事業者から御説明をお願いします。

コンサルタント
村山
(八千代エンジニアリング株)

第2回技術委員会及び追加提出の意見に対する事業者の見解になります。

まず、No.1の全般について、片谷委員からの意見になりますが、資料1-1については、評価について現況を大きく悪化させないという観点から取りまとめたもので、現況と予測結果を表で並べて示したのですが、これに対して「付加量だけではなく事業による

付加量を現況値で割ったパーセンテージを付加率として記載してもらおうと、より適切である」という御意見に対しまして、事後回答として、御指摘を踏まえ、表記が可能なものについては、付加率も記載いたします。

次にNo. 2、全般、こちらも片谷委員からの御意見ですが、前回でお示した資料3の住民からの意見の中で、焼却灰に含まれる放射性物質に関するデータがあまり公表されていない趣旨の意見があるのに対して、「施設を運営する自治体の姿勢としてホームページ以外での情報提供をできるだけ定期的に行い、数値に関する解説記事を市の広報誌などに掲載するなどの配慮をやってはどうか」という御意見に対して、事後回答として、いただいた御意見も参考にして、情報提供の方法や記載内容について、住民の不安解消にも繋がるよう、今後、より丁寧に対応してまいります、という回答とさせていただきます。

次にNo. 3の悪臭、こちらも片谷委員からの御意見になりますが、「資料の中で臭気指数26が臭気濃度400に該当することを示せば、計算過程まで記載する必要はないと考えるがいかがか」という内容に対して、事後回答として、御指摘を踏まえ、計算過程の記載はせず、臭気指数26が臭気濃度400に相当する旨を記載したいと思います。

次にNo. 4の水象、鈴木委員からの御意見ですが、前回提出した資料1-5、地下水位の調査結果のグラフにおいて、「時間軸である横軸が間違っている可能性があるのので確認して、準備書において正確と思われる内容を記載していただきたい」という内容に対して、事後回答として、確認したところ横軸がずれていましたので、修正し評価書に記載したいと思います。

次にNo. 6の水象、富樫委員からの御意見になりますが、こちらは追加の御意見になります。「準備書の中で地下水の流れの方向を示しているが、それについて明確な根拠がないのであれば、周辺地質から想定される状況を簡潔に説明するにとどめ、図示まではすべきでない」という御意見をいただきました。こちらは事後回答として、地形・地質について再検討した結果を踏まえ、周辺地質から想定される状況を簡潔に説明することとし、図については削除したいと思います。

次にNo. 7の水象、こちらも富樫委員からの御意見で、追加意見ですが、水象の予測評価について、地点⑥の井戸、こちらは対象実施区域の下流の井戸になりますが、「特に地下水利用への影響が及ぶ可能性が高いため、『工事中』、『供用後』の環境保全措置について具体的に検討し、その結果を記載すること」という御意見をいただきました。御指摘を踏まえ、地下水利用への影響が及ぶ可能性のある井戸に対する「工事中」、「供用後」の環境保全措置について検討した結果を評価書に記載します。現時点においては、工事中及び供用後に地点⑥の井戸の水位についてモニタリングを行い、必要に応じて適切な措置を講じることを考えております。

次にNo. 8の土壤汚染、小澤委員からの御指摘ですが、「土壤の調査の結果について、地図上で分かりやすく示すことを検討してほしい」という内容でした。事後回答としましては、表5-8-9、こちらは予測の結果が記載されているのですが、この各予測地点の付加量を地図上に記載し、ダイオキシン類の程度が地図上で分かるように修正したいと思います。

次に2ページに移りまして、No. 9~14で地形・地質に関して梅崎委員及び富樫委員から御意見をいただいておりますけれども、回答についてはまとめて述べたいと思いますので、意見の要旨だけ簡単に御説明させていただきます。

No. 9の地形・地質については、前回お示した資料の中で、「小諸第1軽石流堆積物を軽石多産とローム質に分けているが、その内、ローム質については非常に小さいN値が出ており、それらを踏まえて建物の位置等の計画を立てる必要があるため、造成断面図に小諸第1軽石流のN値の低い部分の分布状況、柱状図、更に地下水線を入れて示してほしい」という御意見でした。

No. 10、こちらも地形・地質ですが、「小諸第1軽石流のN値が低い堆積物が、柱状図では黄色（シルト）になっているが、緑色（ローム）になると思われるので確認願いたい」という御意見でした。

次にNo. 11、こちらについては「地質縦断図と、造成断面図を比べると地下水線が非常に浅いところにあり、地下水位が高いところで切土をすれば非常にぬかるむと思われるが、安全に施工できるのか」という御意見です。

次にNo. 12、こちらも地形・地質ですけれども、「対象事業実施区域の地質区分は再検討が必要と考える。その理由として特に、小諸第1軽石流堆積物を同（軽石多産）と同（ローム質）に細分しているが、両者は全く成因の異なる別の地質体としてとらえるべきである。これらを踏まえ、地質区分を再検討した上で、地盤、水象に関連する予測・評価の記載についても整合するように修正すること」という御意見でした。こちらは追加の御意見になります。

No. 13も追加の御意見になりますが、「安定性の予測において、各地質の土質定数が示されているが、それらの設定根拠がわかるようにすること」という御意見でした。

No. 14については、「柱状図の中で、N値がゼロ近くまで急激に下がっているが、データの信頼性も含めて、説明願いたい」という御意見でした。これらについてまとめて回答したいと思います。

梅崎委員

よろしいですか。途中ですみません。今回の資料について、事前に検討をさせていただき、その際に2つの意見を述べて、あらかじめ事業者に伝えました。それについては、追加意見として記録しておいた方がいいと思いますので、ここで発言させていただきます。

一つは、ボーリング調査で一部弱いところがあったので、建設される盛土に合わせて、地山の安定性の検討をしていただきたいということです。

もう一つは、近年、局所的な豪雨等による土砂災害が起きていますので、この地点において局地的な豪雨などによる土石流に対する安定性について検討していただきたい、という2点です。

このことを踏まえて事業者から御説明いただければと思います。

片谷委員長
職務代理者

事務局、今の点はよろしいですね。

事務局
仙波

はい。事前に資料について御説明したときに梅崎委員からいただいた御意見で、本来であれば、本日の資料1に追加意見として記載すべき内容ですので対応いたします。事業者の見解の中では対応して整理いただいております。

コンサルタント
山本
(八千代エンジニアリング(株))

資料1-1で御説明いたしまして、それを踏まえて、先ほど梅崎委員よりありました2点の御意見に対して回答したいと思います。

資料1-1は説明資料となっております。今回の対象事業実施区域の地質と地下水の性状についてということで、図表等を用いて改めて記載しております。こちらは前回の委員会で表現すべき地質が表現されていない、地下水の考え方が分かりにくい等の御指摘がございましたので、こういった地質になっているのかをもう一度説明した上で、どのように考えているかを示しております。

1ページ目、地質構成と地質構造というタイトルで、断面図と写真を示しております。断面図につきましては、縦断2ということで対象事業実施区域のほぼ真ん中を山から川の方に横断するような断面図になっております。下から順に申し上げますと、一番下のピンク色に塗られているのが志賀溶結凝灰岩といわれる対象地の基盤岩であり、N値は50以上からなります。その上の黄緑色で表現されているのが、旧斜面堆積物になります。こちらに関しましては、前回の委員会では、小諸第1軽石流堆積物のローム質と呼んでいたものになりますが、今回、富樫委員等の御意見をいただきまして、地質の名前が実態を表していないというのがありましたので、旧斜面堆積物という形で名前を変えております。これがこういった堆積物なのかについては、写真に示しております。3枚ほど写真を載せておりますが、代表的なのは右の写真になります。

赤枠で示しておりますが、火山灰を基質としまして、その中に軽石や岩片が散在するような地層です。志賀溶結凝灰岩の風化した箇所が崩壊して、堆積した古い時代の堆積物と認識しております。こういった古い時代の堆積物でございますので、一部の箇所では土壌化が進んでおり、真ん中に示しておりますが、一部では若干有機質になり、細粒な土層、いわゆるロームではなくシルトとみられる地層がこの中に含まれています。左側の写真は、後ほど説明いたしますが、軽石流堆積物との境界になり、熱を帯びた軽石流堆積物によって焼かれて黒くなっている、こういった顔つきが異なるような特徴を示したものがあります。これらの旧斜面堆積物については、基本的にN値が平均16、場所によっては0まで低下するような緩い堆積物であり、こういったものが斜面に沿って分布しているところがございます。さらにその上に、水色で示しております、小諸第1軽石流堆積物といったものが分布します。これは、前回の委員会で小諸第1軽石流堆積物の軽石多産という名称で示したのようになりますが、今回の見直した資料については小諸第1軽石流堆積物のみとしております。一般に小諸第1軽石流堆積物は浅間山が噴火して、一気に堆積したものと考えられておまして、今回もこの箇所が同様のメカニズムで堆積したと考えられます。こちらについては、N値が50以上ありまして、一部下位との境界付近では25程度まで低下をします。さらにその後の時代に、古い湯川に浸食された後、段丘堆積物が何段か形成され、現在の地質になったと考えておまして、この地質的な解釈を見直しさせていただいております。

どのような形で地質が発達してきたかというのを2ページに地質構造発達史ということで簡単ではありますが、示しております。一番左上になりますが、志賀溶結凝灰岩があった山において、その凝灰岩自体が風化した箇所が崩壊し、旧斜面堆積物を形成しました。これは、数百万年以上昔のこととなりますが、こういった時代にできた地層が旧斜面堆積物ということで、このような生い立ちを経ているため、N値があまり大きくありません。その後に浅間山が噴火しまして、水色で示しております小諸第1軽石流堆積物が一気に覆うように堆積した形になります。その後、最近の時代になりますが、湯川が削剥いたしまして、段丘堆積物という形を形成し、さらにそれを何段か形成した後に現在のような地質が出来上がった形になります。基本的に志賀溶結凝灰岩の上にあります、旧斜面堆積物が斜面に一部残っている箇所の上に対象事業実施区域が存在します。

次に3ページ目は、委員からの地下水位が高いので、切土の際にかなりの湧水があるのではないか、という御意見に対しまして、データを見直し、その結果を示しております。まず、3ページ目の左上に縦断1と記載しておりますが、対象事業実施区域の中でも比較的尾根に位置するところの断面図になります。今回縦断1につきましては、⑨-3、⑨-5、⑨-7の3本のボーリングを実施しました。それぞれのボーリング箇所の掘進中の地下水位の変化と、それぞれの掘削箇所は井戸として仕上げておりますが、井戸とした際の地下水位を示しております。例えば⑨-3では12月6日から掘削を始めて、12月17日まで掘削しました。その際に、地下水位線がいくつか書かれていますが、最初は3~4mあった地下水位線が、掘り進めるごとに下がっていく傾向を示しております。前回の委員会の際に示しましたのは、掘削水の残存による一時的な孔内水位を用いて、地下水位を記載しておりました。しかしながら、実際のところ、この孔を長期間、観測した結果に基づくと、図の青い実線まで水位が下がってきます。そのため、前回示しました地下水位は比較的安全側を見込んでおまして、浅い箇所地下水位を記載していましたが、今回地山の地下水位も踏まえることによって、尾根側の縦断1につきましては志賀溶結凝灰岩中に地下水位が存在しているものと認識しております。

次の4ページにつきましては、縦断2になります。ここの地形的な特徴としましては対象事業実施区域のほぼ中央、⑨-2、⑨-1の観測井がありまして、先ほどと同じ要領で作図したため、地下水位が若干高めに表現されていたのですが、今回地山の水位を見直して表現いたしますと、青い実線で記載しておりますが、ちょうど志賀溶結凝灰岩と旧斜面堆積物の地質の境界あたりに地下水位がある表現となっております。先

ほどの縦断1と比べますと、若干水位が上がってきております。

最後に5ページは縦断3になります。この特徴は対象事業実施区域の中で最も谷側に近く、⑨-4、⑨-6、⑨-8という観測井がございますが、こちらが掘進中の地下水位と実際の観測の際の水位がほぼ変わらないという特徴を示しております。図を見ていただきますと、概ね旧斜面堆積物に地下水位があるということで、下の断面図にもそのように表現しておりますが、やはり沢の部分については、周囲と比べると、比較的地下水位の浅いところからは、切土したら地下水が出やすいと考えております。

なお、観測井につきましては、掘削したところ全てにストレーナーを設けておりまして、志賀溶結凝灰岩と旧斜面堆積物それぞれの地下水位の合成した水位となっております。凡例のところ、地山の地下水位と示しておりますが、それについては注釈で観測井の安定した孔内水位に基づく地下水位線ということで断り書きをいたしております。結論としては、前回、地下水位線を全般的に高く表現していたものにつきましては、一部を修正しております。内容としては比較的尾根側の縦断1、すなわち、南西側につきましては地下水位が深いところにあり、逆に北東側については若干地下水位が浅いところにある、と再整理しております。

これを踏まえて、御指摘に対して、どのように考えているかについて説明します。資料1のNo.11で「地下水位が高いところで切土をすれば非常にぬかるむと思われるが、安全に施工できるのか」という御指摘がありました。6ページはその御指摘に対して、どのように対応するのかを示しているものになります。先ほど、御説明しましたとおり、施設の南東側では、地下水位が比較的深く、逆に北東側の沢部については地下水位が浅いと考えておりますので、こういったところを切土することになる図面の赤い枠線の箇所、所謂切土法面に対して排水対策をします。そういったところからの排水は仮排水路から排水させて、地表面に浸透しないように下流の仮調整池に接続するようにします。これによって、工事に支障がきたさないように対応します。

続きまして、梅崎委員の御指摘に対して御回答申し上げます。まず、地山の安定性の評価に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、旧斜面堆積物からなるN値の小さい地盤が現場に残るということは認識しております。それについては、そういったものが分布して、土質定数も弱いということ踏まえて、資料1-2の5-10-29ページに「② 土地の安定性に及ぼす影響」ということで評価をしております。今回、切土及び盛土をすることになりますので、明らかになった地質の形状、土質定数を踏まえて、安定計算を行っております。その安定計算に基づいて、常時及び地震時においてそれぞれ所定の安全率を満たす結果を得ております。なお、切土の斜面及び盛土の斜面という区分をしておりますが、どのような断面で検討したかといいますと、5-10-28ページに示しております。切土斜面については、最も切土部分が大きくなる断面②で計算しております。盛土につきましては、盛土の高さが最大となる断面③で計算しております。

次に、「近年の豪雨に対する災害について、どのように対応していくのか」という御指摘について回答します。こちらにつきましては、同じ資料の5-10-33ページを御覧ください。今回土砂災害防止法の土砂災害警戒区域に指定されているということもありまして、近年における豪雨に対して、指定区域の中に重要な施設を配置しないように適切な配置を検討するというところで、緩和措置として記載したいと思っております。

コンサルタント
村山

今の資料1-1の検討の結果を踏まえまして、資料1-2のとおり、評価書に記載したいと思っております。主な修正点を簡単に説明します。

5-10-5ページ、「2) 地質 (1) 地質の概要」ですけれども、こちらにつきましては、地質層序表を見直しております。

5-10-8ページ、こちらについては表層の地質図になりますけれども、地質の分布を修正しております。

5-10-11ページが各地質の断面図、12ページが横断面図になりますが、こちらも修正しております。

5-10-13ページから各ボーリングの柱状図を示しておりますけれども、N値を示すとともに各地層の色分けをし、各地層の大まかな厚さを記載しました。

5-10-21、22ページについては特に変更はありませんが、先ほど説明しました土砂災害警戒区域について5-10-22ページに記載されており、対象事業実施区域の南西側の一部が区域に含まれていますので、重要な建物については区域に含まれないような配置を検討していきたいと思っております。

5-10-26ページ、こちらは土地の安定性の計算の式とそれに用いた値を示しております。こちらについても、注釈のとおり、これらの数値についてどのような内容で設定しているかを整理し直しております。

5-10-28ページ、こちらについては造成の断面図について、地質の状況、地下水位の状況等について、図面に記載するような形で整理しております。

5-10-29ページについては、先ほど説明したように、土地の安定性の計算ということで、切土の斜面、盛土の斜面についても、テールアルメの擁壁の中と地山全体を再度検討しております。

5-10-30ページの保全措置の内容としましては、計画設計時の配慮の一番下に先ほど説明したように地下水の湧水があった場合の対策について追加で記載する形にしたいと思っております。

5-10-33ページにつきましても、先ほど説明のありましたとおり、環境保全措置に適切な建物の配置について記載し、その他、「土砂災害防止法に対する配慮」ということで、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域にも指定されていることから、市町が行う警戒避難体制の整備にあたって避難情報の伝達等の協力を行うこととしております。

以上が地形・地質の内容になります。なお、水象についてもこのような内容を踏まえまして見直しをしていきたいと思っております。

事業者
武者
(佐久市)

梅崎委員からいただきました集中豪雨による影響の御意見につきまして、市内では広島や南木曾町のような事例について十分注意して進めるようにとの話が出ております。事業者として十分危機意識を持って、今後の排水等の施工に生かしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

コンサルタント
平賀
(八千代エンジニアリング株)

資料1に戻りまして、2ページ、No. 16の植物については、大窪委員から「アワコガネギクは、和名はキクタニギクを使用することが最近多いので確認するように」との御指摘をいただきました。事業者見解としましては、河川水辺の国勢調査の生物リスト（平成24年）ではアワコガネギクとなっておりますが、最近の環境省レッドリスト（平成24年）ではキクタニギクとなっており、評価書においてはキクタニギクに変更させていただきたいと思っております。

続きまして、No. 17、植物についての御指摘でございます。大窪委員からの御指摘の内容は「本種の在来個体は環境省版、改訂長野県版の各レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているが、一方、本種の外来個体は国立環境研究所の侵入生物データベースにリストアップされており、法面緑化による中国、韓国由来の種子による在来個体との交雑による遺伝子攪乱が問題とされている。現地はスキー場の法面緑化が行われた場所に近く、緑化材種子袋に混入したのから逸出した外来個体の可能性はないのか。在来個体と同定した根拠を示してほしい」という御指摘でございました。

これについては、資料1-3で御説明申し上げたいと思っております。「1. 既存資料による在来個体の分布情報」について、でございます。委員会で御紹介のいただいた国立環境研究所の侵入生物データベースの資料を左側の図1に示しております。また、右側の図2には長野県の植物誌における在来個体の植物分布状況を載せさせていただきました。まず、図1ですけれども、全国の在来種の分布状況をみますと、長野県は色分けがされておられませんけれども、隣接する富山県では移入分布が明らかになっております。ただ、必ずしも色が塗られている地域全体に分布するというわけではありません

という注釈がついておりますので、全体的な傾向という形で見ることができると思っています。それと右側の図2でございますが、長野県の植物誌でございますが、長野県の中央部・東部地域では比較的自生種が確認されているといわれる地域でして、赤丸で囲った箇所が今回の対象事業実施区域周辺地域に該当します。在来個体の分布範囲に含まれているという状況であると説明させていただきました。続きまして、2ページ目になりますが、現地調査範囲における分布の状況について、御説明します。現地調査の調査範囲における分布状況は図3に示すとおりでありまして、調査範囲の北側部分の地域、耕作地沿いの斜面や林内、草地などといったところで分布が確認できております。本種は山地の谷間のやや乾いた崖地や日当たりの良い草地・林縁等に生育するといわれておりますので、そういった一般的な生育環境と一致するところで確認ができております。また、赤丸で囲ったところは調査範囲内における法面を示しております。スキージャンプ場やその他道路の法面がございますけれども、そういった場所で、本種は確認されていないということがあり、今回現地調査で確認された個体は法面緑化の材料から逸出した可能性は低いものと考えております。それらを勘案してアワコガネギク（キクタニギク）の在来個体として同定しました。

続きまして、No. 18の大窪委員からの追加意見で、ギンランの保全対策についてです。「ギンランは環境保全措置として『林縁植栽の整備』とありますが、他にも生育環境の特徴として林縁や疎林に生育していることから、下刈りや草刈りで比較的明るい環境を維持する必要がある」との御指摘でした。御指摘を踏まえまして、ギンランの環境保全措置については、林縁植栽の整備を図るとともに、下刈りや草刈りによって適度な光環境を維持するための適正な管理を行う措置を取ることといたします。

続きまして、No. 19の動物、中村寛志委員からのベニモンマダラについてです。前回、ベニモンマダラの分布図を提示しまして、「事業実施区域外では広く生息しているけれども、No. 3の地点は高密度に生育していることから、この地域が事業で土地の改変の影響を受けるようであれば、実施の時期、食草の種類と個体数を確認した上で、土壌を1m～50cmほど掘削し、土壌ごと移植すること」との御指摘でした。事後回答としましては、御指摘を踏まえまして、対象事業実施区域境界内の法面の改変に当たっては、事前にベニモンマダラの食草の移植時期に注意し、植物の種類、個体数を確認したうえで、土壌ごと移植する方法を検討します。

続きまして、No. 22の中村寛志委員からの御意見です。前回提出しました沈砂槽からの排水に関連しましての御指摘です。「温水の流れ込みに際しては、降雨時に放水する際には考慮すること」との御指摘ございました。事後回答としましては、御指摘を踏まえまして、水温の高い排水が流れることをできるだけ避けるよう、沈砂池からの雨水の放流について配慮してまいります。

次のページのNo. 24、中村雅彦委員からの御意見です。「猛禽類の場合の影響評価に際しては、事業実施区域が高利用域に含まれるかが問題になるため、ハチクマも行動圏調査の結果から高利用域の分析をしてほしい」との御指摘でした。この内容に関しましては、資料1-4で御説明します。現地調査の結果について、分析の考察について、まとめという構成になっております。まず、1番はハチクマの分布調査の結果についてですが、1ページ目に調査方法として、行動圏調査を5月～8月まで4回、2日間ずつ3定点実施したほか、営巣確認調査を6月に実施、また、繁殖状況調査を7月と9月に実施いたしました。次のページに結果を記載しております。行動圏調査の結果から5月に20例、6月に5例、7月に17例、8月に19例の飛翔が確認されました。また、写真に示した通り、個体識別の結果、営巣の可能性が示唆されたペア、上の2つの写真です。それから、8月に下の2つの写真の親子連れが確認されました。それから繁殖状況調査結果からは繁殖が示唆された個体の巣の使用が確認されましたが、前回の説明資料で記載したとおり、7月において、巣内の雛や親鳥の巣への滞在が見られないということ、9月の初めに巣の利用が見られず、結果としては繁殖失敗と判断しました。

それから4ページの分析による考察です。行動圏調査の結果繁殖の可能性が示唆さ

れた個体は、一時的に巣の使用が確認されたものの、途中で繁殖失敗が確認されました。ただし、この谷は昨年使用された形跡があり、繁殖ポテンシャルのある谷と考えられることから、途中繁殖の失敗した巣を中心に行動圏の解析を行いました。4ページに営巣地と事業実施区域の位置関係を示しております。図のとおり、営巣地と事業実施区域の距離は水平距離で約770m、その間に標高約820mの尾根を隔てた位置関係にあります。このことから視認や騒音、振動が直接的に到達する可能性は非常に低いと考えられます。また、行動圏の解析結果は5月～8月のデータを図4-2に、営巣ペアが主に見られた6月～7月の結果を図4-3に示しました。どの図面も、図の黄色の枠で囲まれた部分が高利用域になりますが、事業実施区域は赤の線で囲まれたところのメッシュでございます。高利用域は営巣の可能性がある右の地域を中心に右下に平尾富士の山が見えまして、その北側の樹林地において確認例数が多くなっております。また、例数が少なかったのは事業実施区域や水田、市街地、スキー場といった地域になりますが、確認頻度が低く高利用域に含まれない形になっております。

これらの結果を踏まえまして、環境保全措置についてまとめた内容が7ページになります。工事中と供用時に分けて記載しております。まず、工事中の影響について、直接の影響は対象事業実施区域から営巣地までの距離は約770m離れているということ、直接変化がないということ、対象事業実施区域の環境の多くはハチクマの餌場等として利用する生息環境ではなく、行動圏解析の結果からも利用頻度は比較的低いものとみなすことができ、直接の影響は極めて小さいものと予測しました。また、間接的影響につきましては、対象事業実施区域から営巣地までの距離が離れていること、その間に尾根を挟んでいることから、視認を妨げるものであること並びに建設機械から発生する騒音、振動は営巣地に達する間に減衰するものと考えます。ただし、行動圏解析の結果から対象事業実施区域のメッシュには入りませんが、その北側と南側に隣接する樹林や湯川においては比較的利用頻度が高い高利用域の端の部分に該当しており、利用域の変化は少ないものの、間接的影響が想定されます。以上のことから、間接的影響はあるけれども、影響は小さいものと予測しました。

また、供用時の影響についても、直接的影響については、距離が離れていること等から、極めて小さいものと予測されます。間接的影響につきましては、対象事業実施区域から発生する施設の機械からの騒音、振動は工事中よりも小さいということが予測されることから、営巣地に達するまでに十分減衰するものと予測されます。以上のことから、間接的影響は極めて小さいものと予測しました。次に環境保全措置の考え方について、まとめています。対象事業実施区域周辺の利用頻度の変化があると考えられることから、工事中においては、騒音の発生低減の対策、振動の発生低減の対策が考えられます。また、今後対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合には、工事の実施時期や手順、監視体制などについて検討を行うこととします。供用時には、特に保全措置等はいりません。

コンサルタント
村 山

資料1に戻っていただきまして、4ページのNo. 25、景観の亀山委員長からの御意見です。「フォトモンタージュにある切土の法面について、種子吹付等で草本により緑化することのことだが、冬期には枯れてしまうので、常緑の針葉樹を法面に植栽することを検討願いたい」との意見です。こちらに対しまして、事後回答として、草本による法面の緑化については、寒地型草種を主体として行うとともに、常緑の低木であるツツジ等を法面の小段付近に配置を検討してまいります。

No. 26の触れ合い活動の場、陸委員からの御指摘ですけれども、「対象実施区域へのアクセスルートの一部が一般の方が利用する県道草越豊昇佐久線と重なっているが、具体的な対応策をもう少し示してほしい」という内容に対して、事後回答として、供用後においても必要に応じて交通整理員を配置するとともに、利用客の多い土・日曜日の搬入を出来る限り避けて、搬入方法及び体制を検討してまいります。

No. 29について、特に事後回答は記載しておりませんが、前回までの御指摘の中で、温室効果ガスについては売電量だけではなく、現状との対比をすべきではないかとの

御意見がありました。基本的には御指摘のとおり対応させていただきますが、現時点での方向性として参考資料を付けております。温室効果ガス（既存施設と計画施設との比較）ということで、まだ、数字については現在想定しているもので、今後精査する上で変わる可能性があります。現時点の内容としてお示ししています。まず、排出量として現況の実績が平成21年度、将来の見込みが平成29年度として整理しております。排出量として、ごみ焼却等処理量、それから施設の燃料・電力使用量を整理しまして、それに基づく温室効果ガスの排出量ということで、平成21年度については約8,300 t、平成29年度については6,411.7 tと整理しております。また、削減量につきましては、平成21年度は売電を行っておりませんので0 t、平成29年度は売電による削減量は1,317.8 tと見込まれます。これにより、総排出量は平成21年度が8,300 t、平成29年度は5,093.9 tとなり、削減量は約3,200 t、約39%の削減となります。このような内容で整理していきたいと思っております。資料1については以上となります。

片谷委員長
職務代理者

ありがとうございました。

多くの御説明をいただきましたが、御説明いただいた内容について、御質問や御意見をこれから承っていきたいと思っております。たくさんありますので、資料1の表の順番に沿って確認をさせていただきたいと思っております。

最初は私が出した意見になりますが、No. 1～3に関しましてはここに記載の対応で結構です。亀山委員長も発言されておりますが、何かしらのコメントが事務局に入っておりますでしょうか。

事務局
仙波

特に御意見はいただいておりません。

片谷委員長
職務代理者

それでは、No. 1～3につきましてはこれで了解とさせていただきます。

続きまして、鈴木委員からはNo. 4、5の見解はいかがでしょうか。特に追加の御意見等はありませんか。はい、ありがとうございます。

それでは、水象の分野になりますが、富樫委員は水象と地形・地質の両方で御発言いただいていますが、御意見、御質問ありましたらお願いします。

富樫委員

今回、地質解釈を見直していただいて分かりやすくなったと思っております。ただ、今の御説明の中で少し違うと思われる点があります。資料1-1の2ページ目、地質構造発達史について、基本的にはいいですけれども、旧斜面堆積物を新第三紀の非常に古いものだと説明されておりました。実際は小諸第1軽石流堆積物が堆積する直前まで形成されていた地質体ですので、これは第四紀更新世の堆積物に当たります。資料1-2の記載についても、5-10-5ページの表5-10-2の地質層序表で、旧斜面堆積物が新第三系になっていきますけれども、これは、第四系の更新世後期の堆積物に含めるべきということになります。

今日お出しいただいた資料1-1の説明というのは評価書に入れられないものなのでしょうか。

片谷委員長
職務代理者

今の件について事業者からお願いします。

コンサルタント
村山

資料1-1については説明資料としてお出ししたもので、評価書については、資料1-2を載せる形になります。

富樫委員

分かりました。その前にお話しした地質区分についてはいかがでしょうか。

コンサルタント

どういった時代の堆積物であり、だから地層が硬い、軟らかいという情報はとても

山 本	重要となります。資料1-1の2ページの地質構造発達史は準備書に全く入っていませんので、それに関しては評価書に加えるようにしたいと思います。
富樫委員	先ほどの旧斜面堆積物が新第三系ではなく新しいものになるということについてはいかがでしょうか。
コンサルタント 山 本	御指摘のとおり、新第三系とする理由がございませんので、第四系として修正したいと思います。
富樫委員	ありがとうございます。それから、資料1-1の6ページの法面における排水対策の図がございますが、これについては、資料1-2の5-10-30ページの記載をみると、表5-10-8に「計画・設計時の配慮」の欄に、切土工事に際し地下水があった場合には排水するという趣旨が書いてあります。先ほど、梅崎委員からお話があったように、集中的な豪雨があった際には地下水位は上昇することは十分想定されますし、今回の結果でも切土斜面から水が出てくる可能性が高いというのがありますので、「地下水があった場合には」ではなく、排水対策を考慮して設計するというので、6ページの図はきちんと評価書に入れておいた方がよいのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。
コンサルタント 村 山	御指摘を踏まえまして、図の方を評価書に入れ、基本的に排水対策をするということで、評価書に記載していきたいと思います。
富樫委員	ありがとうございます。もう一つ追加になりますが、資料1-2の5-10-26ページの予測式の下に表があり、表の注釈にどのような根拠を基に表の数字を記載しているのかが書かれているのですが、分かりにくいです。既存のボーリング調査結果というのが、これはN値なのか、土質試験結果から得られている値なのか、そのこの区別が分かりません。 それから注釈の三行目に、盛土及び地盤改良部分の値については、「設計計算に基づき必要となる値とした。」ということの意味が分かりませんので、御説明ください。
コンサルタント 村 山	まず、ボーリング調査結果に基づきという部分については、各種の試験結果などを採用していますので、その点が分かるように整理したいと思います。 盛土及び地盤改良部分の値については、先ほど示した安定計算表の値をきちんと保つように、逆算して設計計算に基づき必要となる数値を記載させていただきました。
富樫委員	そういう設定の仕方は逆でして、それだと安定計算をする意味がありません。逆算して安定を保つような値を設計定数として入れたのであれば、予測結果で安定が保たれるのは当たり前であって、それで安全であると結論づけるのは論理的におかしな話です。この辺は梅崎先生からも御意見があるかと思いますが、このままの表現ではよくないと考えます。
片谷委員長 職務代理者	関連して梅崎委員から御発言をいただいてから、事業者から御回答いただきます。
梅崎委員	まず、安定計算の箇所からお話しします。地盤改良を行うということで地盤改良をした値が設定されているのですが、いわゆる無改良の場合の安全率を示していただいて、それで粘着力を決めて安全率がどうなるかということを示していただければいいかと思います。
片谷委員長	今の件いかがでしょうか。

職務代理者

コンサルタント
村 山

基本的には事業実施区域にある土を使うのがなかなか難しいということで、補強土及び一般盛土については、対象事業実施区域にある土ではなくて、新たにしっかりしたものを持ち込むということを考えておりまして、粘着力、内部摩擦角、単体重量については平均的な値を記載しております。

あと、地盤改良については、今御指摘のあった何もしなかったらどうなるのかという点については、どういう値であり、どのくらいであれば大丈夫なのかということが明らかになっておりませんので、評価書で過程が分かるように示していきたいと思えます。

片谷委員長
職務代理者

富樫委員どうぞ。

富樫委員

要するに地盤改良なり補強土、盛土については、この数値を出せるようなものを確保するという事でよろしいですか。

コンサルタント
村 山

そういうことで、よろしいです。

富樫委員

今の一連の話が分かるような説明をここにさせていただければと思います。

片谷委員長
職務代理者

今の部分に関しては、評価書で富樫委員が指摘されたように対応していただくということでお願いします。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

安全率が十分でないことが懸念されるような低いN値の地層が一部存在することを示した図面があります。地盤改良の前後について、最小の安全率である臨界円の円弧を断面図に示していただければ、どの地層ですべり破壊が懸念されるかが分かりやすいと思います。図面として、N値と安全率がどのくらいなのか、地山全体の土質の安定度がどのくらいなのかを分かりやすく示していただきたいと思えます。

それから、資料1-2の5-10-13ページから各地層のボーリング柱状図が記載されていますが、これは評価書に記載されるでしょうか。

コンサルタント
村 山

5-10-13ページから記載されているボーリング柱状図については、評価書に記載しません。

梅崎委員

それに関連して、資料1-1の1ページに戻りますが、それぞれの地質区分の大まかなN値が記載されており、軟質な土層で「N値：0～50以上、平均16」と記載されています。一部N値が0に近い低い箇所があるということ、もう少し分かりやすく記載したほうがよいと思えます。

コンサルタント
山 本

御指摘の、大体どのくらいのN値を示すか、どういう土質かという点については、資料1-2の5-10-9ページにN値や地質の概ねの厚さを記載するよう修正しました。

梅崎委員

N値の記載が0から50では幅が大き過ぎるので、0の付近のところをもう少し強調して記載いただければと思います。

コンサルタント
山 本

承知しました。特に重要な地質（旧斜面堆積物）ですので、このページの余白部分にグラフで表現するとともに、どの箇所のN値が小さいか明記するようにいたします。

梅崎委員	表現方法はお任せしますので、そうした部分が後で見分けるように記載願います。
コンサルタント 山本	承知しました。御指摘ありがとうございます。
片谷委員長 職務代理者	1点目の円弧の記載についてはいかがですか。
コンサルタント 村山	円弧についても、記載について検討したいと思います。
片谷委員長 職務代理者	順序が前後しましたが、小澤委員の資料1のNo. 8についてはいかがですか。
塩田委員	ちょっといいですか。確認ですが、資料1-2の5-10-19~20ページに記載してあるボーリング柱状図については表にN値の記載がありませんが、記載ミスではないでしょうか。
コンサルタント 山本	N値の表現はないのはどうしてかという御質問ですが、No. 7、8については、山際で事業実施区域から外れた範囲での調査箇所になりますのでN値については調査をしていません。表層の地質のN値については、事業実施区域において調査をしており、5-10-10ページに場所の位置図がありますが、No. 7と8については事業実施区域のはずれにありますので、地質の確認を主目的として行っており、N値の調査結果はございません。表層のN値については、残りの6本のデータで十分把握が可能と考えています。なお、資料につきましては、標準貫入試験は行ってないことを追記します。
塩田委員	表示の仕方を勘違いされないように、明確にしておいた方がよいと思います。
コンサルタント 山本	N値の調査を行っていないことを明記いたします。
片谷委員長 職務代理者	表の注釈として、このページにも記載していただいたほうがいいですね。 小澤委員は特に追加の御発言はないということですのでよろしいですか。はい、次は大窪委員になります。資料1のNo. 15~18について追加の御意見や御質問がありましたらお願いします。
大窪委員	資料1の3ページNo. 17について、アワコガネギク（別名キクタニギク）を在来個体とした根拠について御説明いただきましたが、これだけでは在来個体であるという根拠にはならないと思います。資料1-3の図1、図2については、以前から承知しているデータですが、図2ではアワコガネギクの標本について確認されているわけではなく、過去に在来個体があったとは確実にはいえないデータであると思います。図3については、法面では個体が確認されておらず、北側の耕作地沿いや林内にあり、図鑑などに載っている生育地の環境条件と合致するので在来個体であろうというお話しでした。実際には、この植物は在来個体と外来個体が混ざって生育していることが確認されていますので、お示しいただいたデータの範囲では、在来個体だけだということにはならないと思いますがいかがでしょうか。
コンサルタント 平賀	調査範囲内で確認された間接的な状況などから判断しており、把握しているデータに限りがあるため、残念ながら、これ以上御指摘に対応することは困難な状況です。

片谷委員長 職務代理者	大窪委員から、この件について、どのような改善案、対応案があるのか御提言をいただけますか。
大窪委員	富山県の植物園にアワコガネギクの専門家の方がいらっしゃいます。形態では在来か外来かの区別がつかないので、専門家に標本を見ていただいて、染色体などで判断してもらうのが最善の策だと思います。
片谷委員長 職務代理者	これは、事業による影響を評価するためのアセスメントですから、この事業によって何か攪乱が起こって、それを防がなければならないということであればそういう具体的な御指摘が必要です。そうでなくて、外来の個体が事業とは関係なく入ってきているということであれば、それは事業者の責によらない問題になりますので、そこを区別して御意見をいただきたいと思いますがいかがですか。
大窪委員	個体の全部が在来か外来か判断がつきませんので、注目すべき種として扱ってよいかどうかという点が論点で、意見を申し上げました。
片谷委員長 職務代理者	外来個体であれば注目すべき種には当たらず、環境保全措置も必要ないということであれば、事業者としては在来個体として扱っているわけですから、より安全側の対応をされていることになると思います。もし、それ以上の確認を求めるとアセスの範囲を超える指摘になりますので、その判断を大窪委員に御提言いただきたいと思います。
大窪委員	もし、可能であれば、在来か外来かという点を専門家に照会していただいて、そうした上での結論として記載いただきたいと思います。
片谷委員長 職務代理者	事業者の回答は、単純に言うと、分からないので安全側である在来個体で扱いたいという趣旨だと理解できます。これ以上在来個体であることの証明を求めることは、アセスの範疇を超える御指摘になってしまうと思います。より安全側、保全をする側の判断をされていれば、それ以上は技術委員会では要求できないというのが、アセスの通常の扱いですがいかがでしょうか。
大窪委員	分かりました。この点について、評価書の中で検討を行ったということを記載いただければと思います。
片谷委員長 職務代理者	在来個体か外来個体かは明確には区別できないので、在来個体であると見なして保全措置を検討したという趣旨をちゃんと記載していただければよいということですね。
コンサルタント 平 賀	分かりました。そうした点について評価書で記載いたします。
片谷委員長 職務代理者	ありがとうございました。大窪委員、他の事項について御意見はありますか。なければ、次は中村寛志委員ですが、事務局に御意見は届いていますでしょうか。
事務局 仙 波	中村寛志委員、それから次の中村雅彦委員とも特に御意見はいただいておりません。
片谷委員長 職務代理者	分かりました。亀山委員長も御意見は出ていないとのことですので、続きまして陸委員いかがでしょうか。よろしければ、他にいかがでしょうか。大窪委員どうぞ。

大窪委員	No. 25ですが、亀山委員長がいらっしゃらないので私の方から質問したいと思えます。亀山委員長の御意見としては、冬季に常緑の針葉樹を植栽することを検討願いたいということでした。寒地型草種を主体として行うということですが、寒地型草種というのは外来のイネ科草本になるかと思えます。そうした植物を導入しても管理できればいいと思えますが、どんな種類を想定されているのか、また外来種が広がるような危険性がないのかお伺いします。
コンサルタント 村山	寒地型草種というのは御指摘のとおり外来種ですので、景観にも配慮した上で、更にそうした面も含めて検討してまいりたいと思えます。
大窪委員	外来種がすべて使えないという訳ではなくて、コントロールできれば大丈夫だと思いますので御検討ください。
片谷委員長 職務代理者	これは実際の設計・施工計画を立てる段階で、専門家の意見を聴取していただき、生態系への影響を最小化するような方向で、草本の種類や樹種を決めていただくという対応をお願いしたいと思えます。委員会のメンバーに問合せいただいても、審査の終了後であれば特に問題ありませんので、助言を得て決定するようお願いしたいと思えます。
事業者 武者	この点につきまして、慎重に対応してまいりますのでよろしくお願い致します。
片谷委員長 職務代理者	<p>廃棄物について小澤委員はいかがですか。特に追加の御発言がなければ、廃棄物では私も意見を出していますが、これも評価書で対応していただくことで結構です。</p> <p>温室効果ガスについては参考資料を出していただきました。かなり具体的な数字が出ていますので、こういった内容を評価書に是非盛り込んでいただくようお願いいたします。</p> <p>これで一通り資料1について確認していただきましたが、全体を通して、あるいはここに名前の上がない佐藤委員、野見山委員は何か追加の御発言等がございましたら承りますがいかがでしょうか。よろしければ、資料1の確認はこれで終了ということにさせていただきます。いくつか追加の指摘事項がありましたので、事業者には対応をよろしくお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、資料3について、事業者からの説明をできるだけ簡潔にお願いします。</p>
事業者 武者	<p>新クリーンセンターに係る関係市町は小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町の2市2町になりますが、軽井沢町からは御意見ありませんでした。資料3に基づきまして、2市1町ごとに簡潔にということですので、要旨のみ御説明申し上げます。</p> <p>No. 1の小諸市、全般、景観に係る内容です。事業の実施に当たっては長野県環境影響評価技術委員会や関係住民からの御意見には十分配慮するとともに、特に景観に配慮した建築物及び工作物の設置を検討します。</p> <p>No. 2、3で佐久市からです。文化財についての御指摘でした。工事の着手に当たっては、佐久市教育委員会文化財課に事前協議し、関係法に基づく通知及び協議を行います。評価書の作成に当たっては、埋蔵文化財、棚畑遺跡群の存在を明記いたします。</p> <p>御代田町からは16項目の御意見がありました。全般ということでNo. 4、評価書の作成に当たっては、専門用語に解説を加えて表記するなど、地域住民に分かりやすく、理解ができる図書となるよう配慮をいたします。</p> <p>No. 5、今後、詳細な施設整備計画の策定に当たり、環境への影響をより一層低減できるよう環境保全に関する最善の対策及び最新利用可能技術の導入等に努めます。</p> <p>No. 6、環境への影響に関して新たな事情が生じた場合は、その対応を検討し、必要</p>

に応じて地元及び関係地区と協議を行い、適切な措置を講じます。

No. 7、今後、いずれの事業方式を採用するにしても、事業者として本環境影響評価に係る環境保全措置の履行を遵守するとともに、事後調査計画に基づきモニタリング及び検証を行います。

No. 8、今後、詳細な施設整備計画の策定に当たり、予測条件に変更が生じる場合は、必要に応じて新たな予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、実施いたします。

大気質関係が3項目あります。No. 9、本施設による環境への影響をできる限り低減するため、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、供用後においては、適切な運転管理及び維持管理を徹底いたします。

No. 10、大気質に係る自主規制値については、地元及び関係地区と十分協議を行うとともに、地域住民からの意見に配慮して設定をいたします。

No. 11、ごみ搬入車両については、工事着手前を目途に、各市町村におけるごみ収集体制、運搬距離、位置関係など現状を分析し、地元及び関係地区、関係市町村等と十分協議を行い、ごみ搬入ルート、台数及び時間帯など具体的な計画を策定いたします。

No. 12、騒音振動関係です。現時点において、地点Bが環境基準を超過している状況を考慮し、道路管理者及び関係自治体との連絡及び調整を密に図り、本事業による影響をできる限り回避及び低減するよう適切な環境保全措置を検討いたします。

No. 13は土壤汚染です。施設の稼働年数については、施設運営の状況により異なってくるため、現時点では確定できませんが、事後調査において、ダイオキシン類（大気質）の現地調査を行い、環境保全措置の実施状況を調査し、予測条件及び予測結果が乖離していないことを検証するとともに、乖離があった場合は必要に応じて対策を図ります。

No. 14は動植物、生態系です。事業実施区域周辺における全般的な生態系を維持するため、アサギマダラなど地域特有の動植物については、区域の事情に詳しい地域住民からの聞き取り、専門家の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を実施いたします。

No. 15、景観です。景観の予測に当たっては、現段階において、標準的な施設の姿を示しております。周辺環境との調和が重要と考えておりますので、今後、施設の形状及び色彩について、さらに検討を進めます。また、施設の敷地境界を中心に常緑の高木植栽等を積極的に行います。

No. 16、事後調査です。事後調査計画については、県知事意見等を踏まえ、評価書の段階で修正を行い、工事着手後、調査及び検証を行い、供用後においても、法令に基づく排ガスのモニタリングはもとより、放射性物質に関する自主的なモニタリングも継続して行うなど、地域住民の不安を払拭し、理解が深められるよう努めます。

No. 17、その他（土壤汚染）ということで、現有施設（佐久クリーンセンター）でも排ガス中の放射性物質は不検出であり、土壤中に蓄積されている放射性物質の量（ベクレル）については測定を行っておりませんが、今後、関係機関等と協議し、検討をいたします。

No. 18、その他です。施設の稼働及び運営状況については、ホームページへの掲載のみならず、インターネット環境に接続する習慣の無い地域住民のためにも、関係自治体と協力して回覧文書、広報紙等、きめ細かな情報公開を行います。

No. 19、その他です。施設へのごみ搬入に当たっては、搬入作業員に対して事故防止及び交通法規遵守等、交通安全に関する指導を徹底いたします。

以上、19項目になりますけれども、説明を終わります。

片谷委員長
職務代理者

ありがとうございました。今ご説明のいただきました資料3の内容につきまして御質問や御意見がありましたら承ります。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

御代田町のNo. 15についてです。先ほども大窪委員からもお話しありましたが、「施

設の敷地境界を中心に常緑の高木植栽等を積極的に行う」とありますが、できれば在来の、この地域の近くに存在する常緑の高木を植栽していただくとよろしいと思います。ヒマラヤスギなどでは寂しいです。

片谷委員長
職務代理者

事業者いかがでしょうか。

事業者
武者

前日もそのような御意見いただいておりますので、そのように対応いたします。

片谷委員長
職務代理者

この地域にある樹種ということをお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。私からお願いしたいことは、御代田町が事務組合の構成団体でもある中で、これだけ多くの御意見を出されているというのは、やはり、敷地が御代田町に隣接しており、直接見える場所でもあるので、町内の住民の方々の心配がまだあるのだらうと思います。そこで、事業者としての佐久市と御代田町、あるいはその他の事務組合の構成団体も含めて、できるだけ頻りに意見交換や情報交換の場を設けていただいて、住民の不安を極力取り除く努力をしていただきたいと思います。これはアセスの範囲外の発言になりますが、是非お願いしたいと思います。

他に発言がないようですので、資料3については以上とさせていただきます。

ここで、資料2の審議に入る前に、10分間の休憩をとらせていただきたいと思います。15時20分から再開したいと思います。

(10分間休憩)

片谷委員長
職務代理者

それでは時間になりましたので、議事を再開したいと思います。

資料2につきまして、事務局から説明をいただきたいと思います。お願いします。

事務局
仙波

資料2の「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」を御覧ください。

こちらは、委員の皆様から第2回審議後の追加意見までにいただいた御意見、御質問等を集約したものであり、全部で97項目となっております。

この表の中で「意見要旨」の欄は委員の皆様からいただいた御意見、御質問について、第2回審議と本日の第3回審議の資料1に記載した内容を整理したものです。関連する一連の御発言等については発言回に拘わらずまとめて整理しております。

「事業者の説明、見解等要旨」の欄についても、各回の資料1における「事業者からの説明、見解等要旨」として記載した内容を、参考として再掲したものです。

「取扱」の欄には、それぞれ御意見等についての取扱を事務局案として記載しております。その区分については表の上段の注として記載しておりますが、「意見」とは、技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。「指摘事項」とは、評価書作成に当たり、記載内容等の具体的説明や、記載方法等について整備を求める指摘であり、環境部長指摘事項の作成に反映されるものです。「記録」とは意見、指摘事項以外のもので、会議の中で事業者の説明を求めた内容や、簡易な修正等について記録に残し、事業者に伝えるものです。

「意見等」の欄には、技術委員会意見、指摘事項とする場合の内容について、事務局案をお示しております。最終的には、本日前段での御議論も追加の上、まとめていくという形になります。

それでは、事務局案として意見及び指摘事項とさせていただいた項目を中心に、説明申し上げます。

まず、1番と2番ですが、全般に関して片谷委員から「方法書に対する知事意見で現況を大きく悪化させない観点での評価の実施を求めること」に対して、準備書での対

応は不十分であり、事業による付加率を記載するなど定量的に評価すべき」という御意見をいただきました。本事業の対象事業実施区域及びその周辺は現況の環境が清浄、静穏な地域であり、環境保全目標との比較だけでなく、現況をできる限り悪化させないことを評価として明確にする必要がありますので、後ほど御説明する7, 46番の御意見も集約する形で、意見として「予測結果の評価に当たっては、環境保全目標との比較だけでなく、現況を大きく悪化させない観点から、付加率等を用いた評価を行うこと」とさせていただきます。

続いて、3番と4番ですが、全般に関して塩田委員から「事業による影響がないとしても誤った予測式の使い方や表示の仕方は許されるものでなく、新たな科学的知見の収集なども行き、精度ある準備書等にすべき」という御意見をいただきました。環境影響評価は情報提供、説明によるコミュニケーションの手続きであり、精度の高い図書を作成することは大前提となりますので、予測条件や予測式の根拠を明確にするよう求める、14, 15, 16, 22, 27, 29, 31, 37, 39, 47, 57, 90, 91番の御意見も集約する形で、意見として「予測条件や予測式とその出典など予測評価の根拠を明確にするとともに、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること」とさせていただきます。

続いて、2ページをお願いします。6番で全般に関して片谷委員から「こうした施設を運営する自治体の姿勢として、住民の不安解消のため。ホームページ以外の市の広報誌等での情報提供をできるだけ定期的に行うべき」との御意見をいただきました。事業者が今後の手続を進める上で住民への積極的な情報提供は重要ですので、意見として「事後調査結果や施設の稼働状況等について、ホームページへの掲載だけでなく広報誌等を活用した積極的な情報公開を行い、地域住民の安心の確保に努めること」とさせていただきます。

次に、7番で大気質に関して野見山委員から「短期高濃度における塩化水素の寄与濃度が非常に高くなっているため、目標値との比較だけでなく、増加分に関する見解も記載すべき」との御意見をいただきました。こちらについては、事業による増加分について評価においてきちんと説明するという趣旨ですので、1番の意見にまとめさせていただきます。

次に、8番で騒音に関して梅崎委員から「現状で環境項目を超過している地点については事業による増加分が小さいからいいとするのではなく、できる限り関係車両が通らないことを検討すべき」という御意見をいただきました。今後の走行ルートの検討においてそうした視点は重要ですので、指摘事項として「現況で騒音に係る環境基準を超過している地点について、関係車両の走行による影響をできる限り回避・低減するため、地元区や道路管理者等と調整の上、適切な環境保全措置を講じること」とさせていただきます。

続いて、3ページをお願いします。14番と15番で騒音に関して塩田委員から、適切な予測式の使用や予測条件について御意見をいただいております。これは予測式や予測条件の明確化により、精度の高い図書とするということで、3番の意見にまとめさせていただきます。

続いて、4ページをお願いします。16番で騒音に関して塩田委員から、予測条件として遮音壁についての御意見をいただいております。こちらも精度の高い図書とするということで、3番の意見にまとめさせていただきます。

続いて、5ページをお願いします。22番と27番で振動に関して塩田委員から、適切な予測式の使用について御意見をいただいております。こちらも精度の高い図書とするということで、3番の意見にまとめさせていただきます。

続いて、6ページをお願いします。29番と31番で振動に関して塩田委員から、適切な予測式の使用や予測条件の明確化について御意見をいただいております。こちらも精度の高い図書とするということで、3番の意見にまとめさせていただきます。

続いて、7ページをお願いします。37番と39番で悪臭に関して片谷委員から「予測条件としている現有施設に関して、排出濃度や計画施設と類似していることをきちん

と示すべき」との御意見をいただいております。こちらでも予測条件の明確化により精度の高い図書とするということで、3番の意見にまとめさせていただきました。

続いて、8ページをお願いします。42番と43番で水象に関して鈴木委員から「地下水位の調査結果について変動が目で追えるようにグラフで示すべき」という御意見をいただきました。3番の意見では精度の高い図書ということ申し上げた訳ですが、分かりやすい図書の作成ということも同様に大切でございますので、後ほど御説明する48, 49, 64, 76, 85番の御意見を集約する形で、全般に対する指摘事項として「調査、予測結果の丁寧な記載、図表の活用などにより、より分かりやすい図書となるよう努めること」とまとめさせていただきました。

次に、45番で水象に関して富樫委員から「事業実施区域の近隣の井戸について、地下水利用への影響が及ぶ可能性が高いため、工事中、供用後の具体的な環境保全措置を検討すべき」との御意見をいただきました。こちらは、評価書においてもう少し具体的な環境保全措置の記載がなされるよう、指摘事項として「地下水利用への影響が及ぶ可能性が高い井戸について、工事中や供用後の環境保全措置を具体的に検討すること」とさせていただきます。

続いて9ページをお願いします。46番で土壤汚染に関して小澤委員から「土壤汚染に係る評価についても定量的に予測した結果が現況を大きく悪化させないという観点で評価すべき」との御意見をいただきました。こちらは、事業による増加分について現況を大きく悪化させないという観点での記載を求める御意見ですので、1番の意見にまとめさせていただきました。

次に、47番で土壤汚染に関して小澤委員から「土壤中のダイオキシン類の調査結果について、詳細な異性体の情報を記載すべき。」との御意見をいただきました。こちらは予測の根拠を明確にし、精度を高めることを求める御意見ですので、3番の意見にまとめさせていただきました。

次に、48番と49番で土壤汚染に関して小澤委員から「予測結果のデータを地図上で分かりやすく示すべき」との御意見をいただきました。予測結果を分かりやすく示すということですので、42番の指摘事項にまとめさせていただきました。

次に、50番と51番、めくっていただいて10ページの52番まで、こちらは本日御議論があったところですので、最終的に修正が必要になってくるかと思っておりますけれども、地形・地質に関して富樫委員から「小諸第1軽石流を2つに分けている地質区分を再検討し、造成断面図等に必要な情報を記載した上で、必要な情報は地形・地質の節にまとめて記載すべき」との一連の御意見をいただいております。本日、梅崎委員からお話しのあった地山の安定性の検討や、土石流に対する対策をここに含めるかは検討させていただきますが、50番のところに「対象事業実施区域の地質区分を再検討の上、関連する本文や図表等を整合するように修正すること。また、造成断面図等には必要な情報を併記するとともに、関連する情報は地形・地質の節にまとめて整理すること」とまとめさせていただきました。

次に、10ページの56番で地形・地質に関して富樫委員から「盛土最大斜面の評価で、『適切な盛土材』と『補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性』についても評価を行うべき」との御意見をいただいております。こちらは、土地の安定性に係る評価項目の追加を求める指摘事項として「盛土最大斜面の安定性について『適切な盛土材』及び『補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性』に係る予測評価を行うこと」とさせていただきます。

次に、57番で「各地質の土質定数について設定根拠を示すべき」との御意見をいただいております。こちらは予測の根拠を明確にすることを求める御意見ですので、3番の意見にまとめさせていただきました。今日の御議論の中でそれに関連した意見もありましたので、ここは検討が必要になると思います。

次に、58番と、めくっていただいて11ページの59番で、大窪委員から「ヤエガワカンバとオニヒョウタンボクの移植に関して、湿性的な条件でないと活着しないので十分留意すべき」との御意見をいただきました。こちらは環境保全措置の実施に当たっ

での意見として「オニヒョウタンボク、ヤエガワカンバの移植については、湿性条件でないと活着しないため、十分に留意して移植場所の選定を行うこと」とさせていただきました。

次に、11ページの60番で植物に関して大窪委員から「林縁植栽の整備においてこの地域の在来種を用いることを明確にすべき」との御意見をいただきました。こちらについては環境保全措置に明記を求める指摘事項として「環境保全措置として実施する『林縁植栽の整備』について、この地域の在来種を用いることを明記すること」とさせていただきます。

次に、63番で植物に関して大窪委員から「ギンランについては、比較的明るい環境を維持する必要があるため、下刈りや草刈り等の植生管理にも留意すべき」との御意見をいただきました。こちらは環境保全措置として追加を求める指摘事項として「ギンランに対する環境保全措置について、林縁植栽の整備を実施するほか、適度な光環境を維持するため、下刈りや草刈り等の植生管理を適切に実施すること」とさせていただきます。

次に、64番で植物に関して佐藤委員から「事業実施区域内でのみ確認された種が少ないことから影響は少ないという記述について、希少な種が存在しないことをきちんと明記すべき」との御意見をいただきました。これは、評価結果の丁寧な記載ということですので、42番の指摘事項にまとめさせていただきます。

続いて、12ページをお願いします。68番と69番で動物に関して中村寛志委員から、ベニモンマダラの食草であるクサフジの移植についての留意事項を御意見としていただきました。こちらは環境保全措置の実施に当たっての意見として「ベニモンマダラの食草であるクサフジの移植に当たっては、交尾や産卵時期を考慮した上で、土壌ごと移植する方法で実施すること」とさせていただきます。

続いて、13ページをお願いします。73番と74番で動物に関して中村寛志委員から「工事中の排水や場内からの雨水排水によって、河川の水温が高くなり水生生物に影響を与えないよう留意すべき」との御意見をいただきました。こちらは影響予測における検討事項に追加を求める指摘事項として「放流水による水生生物への影響について、濁水だけでなく、水温による影響にも留意して、河川への放流を行うこと」とさせていただきます。

次に、76番で動物に関して中村雅彦委員から「ハイタカやノスリについて、直接的影響や間接的影響の予測結果と講じる環境保全措置の関係が分かりにくい」との御意見をいただきました。こちらは評価結果等の分かりやすい記載ということですので、42番の指摘事項にまとめさせていただきます。

続いて、14ページをお願いします。77番で動物に関して中村雅彦委員から「猛禽類の環境保全措置として工期の変更についても記載すべき」との御意見をいただきました。こちらは、新たに環境保全措置として追加を求める意見として「猛禽類について、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合の工期の変更等の対応について、環境保全措置に加えること」とさせていただきます。

次に、80番で動物に関して中村雅彦委員から「猛禽類の場合は高利用域が問題となるため、ハチクマについて行動圏解析を実施すべき」との御意見をいただきました。こちらは、予測方法の追加を求める指摘事項として「ハチクマについて、行動圏解析により高利用域を分析し、事業による影響を予測評価すること」とさせていただきます。

続いて、15ページをお願いします。82番で景観に関して亀山委員長から「環境保全措置として『施設形状等の検討』があるが、このエリアの中できつい建物のデザインとならないよう、詳細な設計において工夫すべき」との御意見をいただきました。これは、環境保全措置の具体化を求める指摘事項として「施設の形状について、強い線で角のきつい建物とならないよう、このエリアの周辺の建物との調和にも配慮したデザインを検討すること」とさせていただきます。

次に、83番と84番で景観に関して亀山委員長から「法面の緑化を行うとインパクト

が大きく異なるため、冬期においても枯れない常緑の針葉樹の植栽等も検討すべき」との御意見をいただきました。スキーシーズンにおける景観への影響を緩和することは重要ですので、意見として「スキーシーズンにおける影響を緩和するため、法面の緑化に当たっては、常緑の低木の植栽等を検討すること。また、その場合のフォトモンタージュを作成して予測評価を行うこと」とさせていただきます。こちらについては本日の御議論の中で、樹種の選定が難しいということもありましたので、「専門家の助言を受け」といった文言もここに追加することを検討します。

次に、85番で触れ合い活動の場に関して陸委員から「利用者のアンケート結果の表、グラフでの示し方が分かりにくい」との御意見をいただきました。こちらは、調査結果を図表を用いて分かりやすく示すということですので、42番の指摘事項にまとめさせていただきます。

続いて、16ページをお願いします。86番と87番で触れ合い活動の場に関して陸委員から「工事用車両やごみ搬入車両の増加が北パラダの利用者のアクセスの障害とならないよう、もう少し具体的な環境保全措置を検討すべき」との御意見をいただきました。こちらは、環境保全措置の具体化を求める指摘事項として「北パラダ利用者のアクセスの障害とならないよう、工事関係車両やごみ搬入車両の走行による影響を低減する、具体的な環境保全措置を示すこと」とさせていただきます。

次に、88番と89番で廃棄物等に関して片谷委員から「建設発生土の評価の記載が不十分なので見直すべき」との御意見をいただきました。こちらは建設発生土の評価の記載を求める指摘事項として「建設発生土について、長野県建設リサイクル推進指針の目標を踏まえて、評価を行うこと」とさせていただきます。

続いて、17ページをお願いします。90番と91番で廃棄物等に関して小澤委員から「供用時における主灰、飛灰の発生量の根拠を示すべき」との御意見をいただきました。こちらは予測条件の根拠を明確にすることを求める御意見ですので、3番の意見にまとめさせていただきます。

次に92番で温室効果ガス等に関して野見山委員から「温室効果ガスの削減量の予測について、売電量だけでなく、現行の施設と新たな施設におけるごみの焼却によって発生する温室効果ガスの量も比較すべき」との御意見をいただき、93番で片谷委員からも同様の御意見をいただいています。こちらについては、予測評価の方法の見直しを求める意見として「温室効果ガスの予測評価においては、売電による削減量だけでなく、現行の各施設におけるごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量と、本事業の計画施設における排出量との比較を行うこと」とさせていただきます。

最後に、18ページをお願いします。95番と96番で温室効果ガス等に関して片谷委員から「温室効果ガスの削減目標について、供用開始予定時期に近い県の第3次計画の平成32年度における短期目標値としているが、施設の稼働年数を踏まえると中期目標である30%削減も視野に入れて検討すべき」という御意見をいただきました。こちらは、平成32年度以降の中期的な対応を求める指摘事項として「温室効果ガスに係る環境保全目標について、施設の稼働年数が長期にわたることから、『長野県地球温暖化防止県民計画』の中期の削減目標も踏まえた環境保全措置の実施を検討すること」とさせていただきます。

以上、意見として9項目、指摘事項として12項目となる形で、まとめさせていただきましたが、最初に申し上げたとおり、資料2はあくまで事務局によるたたき台になりますので、こちらを元に御議論をいただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

ありがとうございました。

今、説明いただいた内容ですが、まだたたき台ということであり、今日御議論のありました内容についても追加修正等を行いますので、意見を採り入れる余地は十分あります。順番は定めませんので、各委員から御意見や御発言をいただきたいと思えます。梅崎委員をお願いします。

片谷委員長
職務代理者

梅崎委員

先ほど、事務局からもお話しありましたが、地山の安定と土石流に対する対策ということで、今日の意見を踏まえて事務局で意見を作成いただければと思います。

片谷委員長
職務代理者

今日の議事録に基づいて、事務局で必要な箇所は追加修正いただきます。もう一度、各委員が送られてきた内容を見る機会がありますので、そこで確認していただくということになります。

特に御発言がありませんので、事務局で追加修正した案を各委員に送付いただいて、そこで再度意見を伺います。その後の最終的な確認は亀山委員長と事務局で行うということによろしいでしょうか。

よろしければ、今後の手続きについて事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波

今後の手続きですが「技術委員会意見」が確定され次第、委員長名で、県知事あてに御提出いただくとともに、委員の皆様へ御報告いたします。

知事は、技術委員会意見に基づくとともに、関係市町村長意見を勘案し、住民等の意見に配慮して、事業者に「知事意見」を述べます。技術委員会指摘については、その内容を反映した「環境部長指摘」として事業者に述べることとなります。

事業者は、「知事意見」を勘案するとともに、住民等からの環境の保全の見地からの意見に配慮しまして、評価書の作成へと手続きを進めることとなります。

事務局からは以上です。

片谷委員長
職務代理者

ありがとうございました。

事業者をお願いしたいことがございます。今のアセス制度ではこの先の評価書段階になりますと、この技術委員会で審議して意見を述べるという機会は特設設けられていないという事情がございますので、今後の評価書作成に当たって、準備書から改定される部分については、随時、事務局とやり取りしていただいて、適切な修正内容になっているかを事務局がチェックできるような形にさせていただきようお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事（1）につきましては以上となります。この佐久市の新クリーンセンターの案件に関し委員会での審議は今日が最後となりますが、事業者から何か御発言がありましたらお願いします。

事業者
武者

今、片谷委員長職務代理者から御指摘のありました内容につきましては、十分留意して対応していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

長時間にわたり、御審議をいただき、ありがとうございました。改めまして、佐久市環境部新クリーンセンター整備推進室室長補佐の武者でございます。

本来であれば、事業者を代表いたしまして、佐久市環境部長の佐藤若しくは室長の上野より、御審議いただきました御礼を申し上げなければならないところではございますが、生憎、市議会一般質問等、公務が重なっておりまして、本日、欠席させていただきます。誠に恐縮ではございますが、私の方から事業者を代表いたしまして、一言、御礼の言葉を述べさせていただきます。

長野県環境影響評価技術委員の皆様におかれましては、本新クリーンセンターにつきまして、丁度2年前の平成24年9月から3回にわたる方法書の審議をいただきました。また、本年7月から3回にわたり、準備書の御審議、計6回にわたる詳細な御審議をいただくとともに、その間においても事前の検討をいただくなど、深く感謝申し上げます。

また、県所管部局の皆様におかれましては、長期にわたり、御対応をいただき、ありがとうございました。

準備書の記載内容等につきましては、至らぬ点もあったかと思ひますが、亀山委員長を始め、委員の皆様よりいただきました貴重な御意見、御指摘、御助言の数々を踏

まえ、今後、丁寧に精査、検討し、評価書を作成してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

前回、部長のあいさつでも触れておりますが、新クリーンセンターの事業主体となります「佐久市・北佐久郡環境施設組合」の来月1日の設立にあたり、8月18日付で県より、一部事務組合の設立許可をいただきました。

委員会の中でも説明しましたが、今後、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町により、将来に向けた安全、安定、安心したごみ処理体制を維持していくため、周辺環境との調和に十分配慮して、新クリーンセンターの整備を進めてまいります。

このことを職員一同肝に銘じ、事業に取り組んでまいりたいと思います。

結びに、委員の皆様の益々の御活躍を御祈念申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。きめ細かな御審議をいただきまして、ありがとうございました。

片谷委員長
職務代理者

ありがとうございました。

議事（1）はここまでとし、議事（2）のその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波

その他としまして、リニア中央新幹線の環境影響評価についてと、今後の審議予定について御説明させていただきたいと思っております

まず、リニア中央新幹線の環境影響評価手続きについてですが、資料4を用意いたしましたので御覧ください。

去る8月26日に、環境影響評価法に基づき、リニア中央新幹線に係る補正後の環境影響評価書がJR東海から県に送付され、併せて、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の認可申請が国土交通大臣に対して行われました。補正後の環境影響評価書については、既に委員の皆様には郵送でお送りしたところですが、本日は、今後、事業計画が具体化されていくのに伴い、知事意見に基づきJR東海から行われる追加調査等の報告について、簡単に御説明したいと思いますので、資料4を御覧ください。

資料4の1ですが、環境影響評価準備書に対する知事意見で報告等を求めた事項ということで、（1）～（7）まで記載しております。それぞれ項目の最後に番号が記載されておりますが、こちらは知事意見の番号を示しております。これらの中には何か必要な事態が生じた際に報告する内容もありますし、（2）や（3）のように必ず報告が必要な内容もございます。これらの内容については、2に記載のとおり、JR東海では環境影響評価書での事業者見解において、上記いずれの項目についても、県に報告する旨の見解を示しているところです。この中で、（6）は釜沢の非常口近くで調査が不足している範囲について追加調査を求める意見となっておりますが、この春に実施した調査結果については、既に補正後の評価書の資料編に追加されております。

また、知事意見として求めた内容ではありませんが、環境大臣意見の中で、地下水・水資源に関して、長野県で言いますと伊那山地の部分について、三次元水収支解析を用いてより精度の高い予測をすることという意見が出ております。これに対して事業者では、工事実施までに伊那山地においても三次元水収支解析を実施し、結果を県に報告するという見解を示しております。これに限らず、県と密接に連絡を取りながら進めていくとJR東海は述べておりますので、資料4の記載に限らず、報告がなされるものと考えております。

JR東海から報告された内容についてですが、3に記載のとおり、必要に応じて本技術委員会における審議や、関係する委員の方と個別に協議を行い、事業者において適切な環境保全措置が講じられるよう指導してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

続いて、今後の審議予定ですが、長野広域連合が計画しているB焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書について9月11日に公告し、10月10日までの期間で縦覧を行っております。次回以降の技術委員会の日程は先日一部を除きましてメールでお知らせしたところですが、長野広域B焼却施設の第1回審議となる第4回技術委員会を

11月13日（水）の午後に県庁内の会議室で開催します。開催通知については後日送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。なお、準備書の図書一式については別途郵送いたしましたので、近日中にお手元に届くかと思えます。事務局からは、以上でございます。

片谷委員長
職務代理

ありがとうございました。

今の事務局の説明について、御意見・御質問ありましたら承ります。

リニアにつきましては、これからの事業者からの報告のチェックについて、法令上の根拠はありませんが、重要な責務かと思えますので、できる限り見ていきたいかと思えます。

他に全体的な部分で御発言ありますでしょうか。特にないようですので、本日の審議は以上とさせていただきます。

事務局
吉澤

本日の技術委員会はこれまでとします。

ありがとうございました。